

# 財産開示手続について（申立予定の方へ）

仙台地方裁判所第4民事部

財産開示手続は、金銭の支払を目的とする強制執行手続の実効性を高めるために、債務者に対し債務者が有する財産に関する情報を開示させる制度です。

## 1 財産開示手続の申立てについて

- ① 財産開示手続を申し立てることのできる債権者は次の2者です。
  - ア 執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者
  - イ 債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者  
例えば雇用主に対し給料などの債権を有する労働者や区分所有者に対し滞納管理費等の請求債権をもつ区分所有建物の管理組合などがこれに当たります。
- ② 上記①ア又はイに該当する方でも、次のa又はbの要件のいずれかを満たさなければ財産開示手続を申し立てることができません。
  - a 強制執行又は抵当権等の担保権の実行における配当等の手続（申立ての日より6か月以上前に終了した執行事件を除く。）において、申立人が当該債権の完全な弁済を得ることができなかつたとき。
  - b 知っている財産に対して強制執行を実施しても、申立人が当該債権の完全な弁済を得られないことの疎明があつたとき。

※ ただし、債務者が過去3年以内に実施された財産開示期日において財産を開示していた場合には、たとえ上記a又はbの要件を満たしても、原則として財産開示手続は実施されません。
- ③ 申立先の裁判所は、債務者の**普通裁判籍（住居所）**の所在地を管轄する**地方裁判所**です。なお、宮城県内に住居がある債務者に対する財産開示手続の申立ては、すべて仙台地方裁判所（本庁）に行ってください。県内各支部では同事件を取り扱っておりません。
- ④ 申立費用及び必要書類は、別紙「**財産開示手続申立てに必要な書類等**」のとおりです。

## 2 財産開示手続の概要について

財産開示手続の申立てを受理した裁判所では、前記1①②の要件の有無を審査し、要件を満たすと認めた場合に財産開示手続の実施を決定します。なお、この決定に対して不服のある債務者は執行抗告を申し立てることができます。

財産開示手続実施決定が確定すると裁判所では財産開示期日及び財産目録提出期限を指定し、呼出等を行った上、財産開示期日が実施されることとなります。

財産開示期日は非公開で行われ、開示義務者は開示期日に出頭し、宣誓の上、債務者の財産について陳述をしなければなりません。開示義務者が正当な理由なく開示期日に出頭しなかつたり、宣誓や陳述を拒んだり、虚偽の陳述をした場合には6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる場合があります。

また、財産開示期日は申立人が出頭しなくとも実施することができます。

申立人は、財産開示期日において、裁判所の許可を得た上で、開示義務者に質問をすることができますが、質問予定の場合には、事前に裁判所へ具体的な質問内容を記載した書面（「**質問事項書**」）を提出してください。

詳しい手続の流れについては、別添の「**財産開示手続の流れ**」をご参照ください。

なお、開示義務者が一定の要件を満たした場合、裁判所は開示義務の一部免除の決定をする場合があります。この決定に対し不服のある申立人は、執行抗告の申立てをすることができます。

## 3 開示された情報の保護及び目的外利用に対する制裁について

- ① 財産開示期日に関する記録の閲覧等は、当該事件の申立人、債務者及び1①に掲げる債権者のみに認められています。
- ② 申立人は、財産開示手続によって得られた債務者の財産等の情報を、当該債務者に対する債権に基づく強制執行を行う目的以外の目的のために利用（例えば売り込みの営業目的での利用など）したり、提供（例えば信用調査会社等への情報提供など）した場合には**30万円以下の過料**に処せられる場合がありますのでご注意ください。

## 4 申立ての取下げについて

債務者が財産目録を提出した後に申立てを取り下げる場合には、**債務者の同意**が必要になります。